

令和3年伯耆町
第3回定例会

条例等議案説明資料概要



令和3年6月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：企画課

| | |
|-------------------|---|
| 議案番号 38 | 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について |
| (提案理由及び概要) | |
| 1. 理由 | 鳥取県西部広域行政管理組合は、組合規約第3条において共同処理事務として「広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること」と規定し、老人休養ホーム「うなばら荘」の設置及び運営を行ってきた。近年、利用者の減少により、その需要が低下していること、また、施設の老朽化など継続運営に対する構成市町村の大きな財政負担が必要となることから、令和3年度末をもって運営を終了することとなり、組合規約の変更を行う。 根拠法令：地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条 |
| 2. 概要 | 組合規約第3条に規定する共同処理事務から、「3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。」を削除する。 |
| 3. 施行期日 | 令和4年4月1日 |

提出課：住民課

| | |
|-------------------|---|
| 議案番号 39 | 伯耆町手数料徴収条例の一部改正について |
| (提案理由及び概要) | |
| 1. 理由 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 |
| 2. 概要 | 地方公共団体情報システム機構が個人番号カード(通称:マイナンバーカード)の発行主体として明確化され、カード発行に係る手数料を機構が徴収することとなるため、カードの再交付に係る手数料の徴収を廃止する。 |
| 3. 施行期日 | 令和3年9月1日 |

| | | |
|-------------------|---|--|
| 議案番号 40 | 伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について | |
| (提案理由及び概要) | | |
| 1. 理由 | 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部が改正され、老齢基礎年金の支給停止となる所得の額が見直されたことによるもの。 | |
| 2. 概要 | 医療費助成の対象となる者の所得基準額を改める。 | |
| | 扶養親族等の数等 | 基準額 |
| | 扶養親族等がないとき | 1,695,000円（現行 1,595,000円） |
| | 扶養親族等の数が1人のとき | 2,075,000円（現行 1,975,000円） |
| | 扶養親族等の数が2人のとき | 2,455,000円（現行 2,355,000円） |
| | 扶養親族等の数が3人以上のとき | 2,455,000円（現行 2,355,000円）に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 |
| 3. 施行期日 | 令和3年8月1日 | |

| | | |
|-------------------|---|--|
| 議案番号 41 | 伯耆町医療費助成条例の一部改正について | |
| (提案理由及び概要) | | |
| 1. 理由 | 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部が改正され、老齢基礎年金の支給停止となる所得の額が見直されたことによるもの。 | |
| 2. 概要 | 医療費助成の対象となる者の所得基準額を改める。 | |
| | 扶養親族等の数等 | 基準額 |
| | 扶養親族等がないとき | 1,695,000円（現行 1,595,000円） |
| | 扶養親族等の数が1人のとき | 2,075,000円（現行 1,975,000円） |
| | 扶養親族等の数が2人のとき | 2,455,000円（現行 2,355,000円） |
| | 扶養親族等の数が3人以上のとき | 2,455,000円（現行 2,355,000円）に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 |
| 3. 施行期日 | 令和3年8月1日 | |

| | | |
|-------------------|--|--|
| 議案番号 42 | 伯耆町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について | |
| (提案理由及び概要) | | |
| 1. 理由 | 伯耆町における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため、伯耆町新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するもの。 なお、この基金は、令和2年度に事業者3社から寄附申出があり受納した寄附金を有効に活用する。 | |
| 2. 施行期日 | 公布の日 | |